

# 電磁的方法による書面の提供及び電磁的方法による提供に対する同意書

## 第 1 条 契約締結前交付書面の電磁的交付

株式会社 AMBITION(以下「弊社」といいます。)は、お客様と弊社と間での匿名組合契約（以下、単に「匿名組合契約」といいます。）が締結されるにあたり、契約締結前交付書面の交付に代えて、弊社システムに記録された書面記載事項を弊社ウェブサイトにて利用者の閲覧に供し、お客様のパソコン等のファイルに記録する方法の電磁的方法により提供致します。また、当該書面をお客様のファイルに記録した旨を通知致します。

## 第 2 条 契約締結時交付書面の電磁的交付

弊社は、匿名組合契約が締結される時に、契約締結時交付書面の交付に代えて、弊社システムに記録された書面記載事項を、弊社ウェブサイトにて閲覧に供する電磁的方法により提供致します。また、当該書面が弊社ウェブサイトに掲載されたときは、メールにてお客様のファイルに記録した旨を通知致します。

## 第 3 条 財産管理報告書の電磁的交付

弊社は、お客様との間で当該事業の状況等について定期的な情報提供を行う場合に、書面での財産管理報告書の交付に代えて、弊社システムに記録された書面記載事項を、弊社ウェブサイトにて閲覧に供する電磁的方法により提供致します。また、当該書面が弊社ウェブサイトに掲載されたときは、メールにてお客様のファイルに記録した旨を通知致します。

## 第 4 条 承諾取得の方法

弊社システムにおいては、投資家登録の前に電子的交付や同意・承諾の取得方法等について記載された同意書をお客様に確認して頂き、その後同意・承諾ボタンをクリックすると登録が行われます。なお、お客様の同意・承諾については、弊社データベースで記録管理します。なお、これらの確認・登録・記録管理は不動産特定共同事業法施行規則に基づいた合法的な手続きです。

## 第 5 条 免責事項

弊社は、次に掲げる事項によりお客様に生じた損害について、一切その責を負わないものとします。

- (1)何らかの事情により、電磁的方法により書面の全て又は一部の提供が行えなかった場合。
- (2)通信回線、通信機器及びコンピューターシステム等の障害により、情報伝達の遅延、不能、誤作動等が起きた場合。

- (3)電磁的方法により提供又は受領した情報に誤謬、停滞、省略及び中断等が起きた場合。
- (4)お客様の使用する電子計算機に生じた一切の不具合。
- (5)法令の変更、監督官庁からの指示等、その他必要な事態が発生した場合における、弊社が電磁的方法により書類の交付に代え、既に電磁的方法により書面を提供した又は受けた書面も含めて、紙媒体により当該書面の交付等を受けたことより生じた一切の損害。

以上